

令和6年12月2日から 保険証の新規発行が廃止されます！

問 住民保険課 ☎27-0174

お持ちの保険証が使える期間

令和6年12月1日の時点で発行済の保険証は、保険証に記載されている有効期限まで、もしくは令和7年12月1日まで使用することができます。

※保険証は有効期限が切れるまで保管してください。

12月2日以降は・・・

有効期限経過後、加入する保険が変わった方、お持ちの保険証を紛失された方は、マイナ保険証として
利用登録をしたマイナンバーカードを所有しているかどうかで、医療機関への受診方法が変わります。

	マイナ保険証を持っている方	マイナ保険証を持っていない方
受診方法	マイナ保険証を医療機関の窓口で提示してください。医療機関でマイナ保険証が利用できない場合は「資格情報のお知らせ」（※１）と一緒に提示してください。 ※１「資格情報のお知らせ」  「資格情報のお知らせ」だけでは受診できません。マイナ保険証と一緒に提示してください。	保険証に代わる「資格確認書」（※２）を交付しますので、「資格確認書」を医療機関に提示してください。 ※２「資格確認書」  「資格確認書」のみで受診できます。
その他	・「限度額適用認定証」の提示が不要 ・医療費控除を受ける確定申告の際に、マイナポータルで手続きを行うことで、領収書の保管・提出が不要。（確定申告の問い合わせは、大垣税務署 78-4101までお願いします。）	・「限度額適用認定証」の提示が必要 ・医療費控除を受ける確定申告の際に、領収書の保管・提出が必要。（確定申告の問い合わせは、大垣税務署 78-4101までお願いします。）

※お持ちの保険証の有効期限までに、※1、※2のどちらかが加入保険者から交付されます。

交付時期・詳細は加入保険者にお問い合わせください。

マイナンバーカードを保険証として利用するには・・・

ご自身でマイナ保険証の利用登録する必要があります。以下の①～③のいずれかの方法で登録できます。

① 医療機関や薬局の窓口にあるカードリーダー

【必要なもの】

・マイナンバーカード ・顔認証もしくは4桁の暗証番号

② セブン銀行ATM

【必要なもの】

・マイナンバーカード ・4桁の暗証番号

③ マイナポータル（国が運営するサイトで行政手続きや情報の確認が行えます。）

【必要なもの】

・マイナンバーカード ・4桁の暗証番号 ・マイナポータル（アプリ）のインストール
（マイナポータル）



登録の手順など詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

（厚生労働省ホームページ）



マイナ保険証を紛失した場合

コールセンターに連絡してマイナ保険証の利用停止をしてください。

コールセンター：0120-95-0178（24時間365日受付）

※マイナンバーカードのICチップには、健康・医療・税・年金などの情報は入っていないので、
情報が流出することはありません。

マイナンバーカードについてのお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル：0120-95-0178（無料）

受付時間：平日 9：30～20：00／土日祝 9：30～17：30（年末年始を除く）

健康保険証利用登録に関する問い合わせは、

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等に関すること：050-3818-1250（有料）

マイナンバー全般：050-3816-9405（有料）

マイナンバーカードの健康保険証利用についての詳細は、デジタル庁ホームページをご覧ください。

（デジタル庁ホームページ）



まだマイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードを
保険証利用登録していない方、ぜひ申請・登録をしてください。

